

トピックス 2 ～東日本大震災からの復興～

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から、令和 7(2025)年度末で 15 年が経過しました。地震や津波、原子力発電所の事故により、地域に甚大な被害が生じました。国有林野も大きな影響を受け、とりわけ帰還困難区域では長期にわたり森林施業の停止を余儀なくされました。

林野庁では、東日本大震災からの復興に向けて取り組んでいます。

1 海岸防災林の復旧・再生

海岸防災林とは、海からの強風や飛砂等から人々の暮らしを守るため、海岸沿いに設置された森林です。東日本大震災では、津波により海岸防災林が甚大な被害を受けました。森林管理局では、令和 4(2022)年度までに、国有林野及び県から要請のあった民有林を合わせた南北 58km にわたる被災した海岸防災林で、生育基盤土の造成や植栽等の復旧事業を完了させました。

その後は、海岸防災林の機能を再生するための保育作業に取り組んでおり、令和 7(2025)年度は、215ha の国有林野で下刈りや除伐、適正な密度管理のために植栽木を伐採する間伐等を行いました。

また、海岸防災林の復旧・再生については、各地から支援の申し出が寄せられたことから、植栽や保育活動を希望する NPO、企業等の民間団体と「社会貢献の森」協定を締結し、ボランティアによる復旧作業も進めてきました。平成 24(2012)年度から令和 2(2020)年度までに延べ 98 団体が宮城県及び福島県の国有林野 33ha で植栽を行い、現在は保育作業を中心に活動を行っています。

引き続き、関係機関や民間団体等と協力しながら、災害に強い海岸防災林の造成に取り組むこととしています。



(左) 植栽の様子(宮城県仙台市:平成 24(2012)年 11 月)

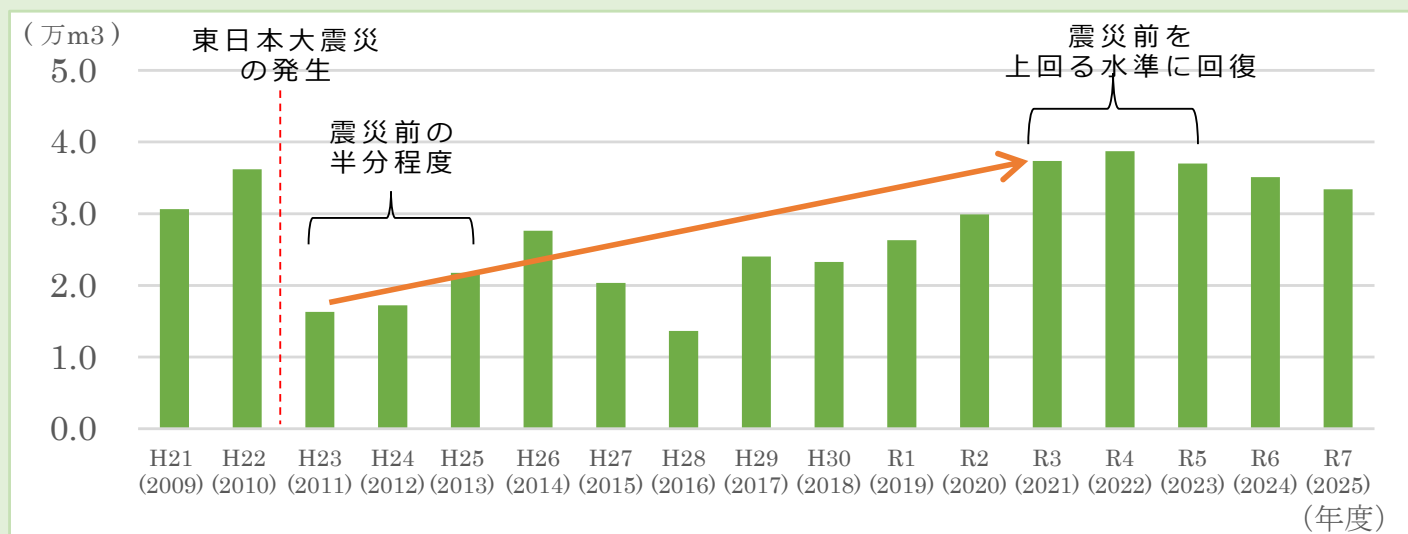
(右) 植栽から 13 年後の様子(宮城県仙台市:令和 7(2025)年 11 月)

2 森林・林業の再生に向けた取組

放射性物質の影響を受けた森林の再生に向けては、政府が定める復興の基本方針に基づき、段階的に取り組んできました。

期間	取組
集中復興期間 (H23(2011)～H27(2015)年度)	除染実施区域内の国有林について、13市町村 29haを除染
第1期復興・創生期間 (H28(2016)～R2(2020)年度)	避難指示区域の空間線量率・放射性物質のモニタリングや、森林施業による放射性物質移動の検証等の実証事業を実施し、森林整備や木材生産を本格的に再開
第2期復興・創生期間 (R3(2021)～R7(2025)年度)	避難指示区域及び汚染状況重点調査地域における 里山再生事業を実施

磐城森林管理署では、放射性物質の影響等により、素材生産量においては震災発生前の約半分まで落ち込みましたが、モニタリングや実証事業の結果等に基づき、事業を段階的に再開した結果、令和3(2021)年度には震災前の水準まで回復し、雇用の確保や木材の供給等を通じて、地域の森林・林業・木材産業の再生に貢献しました。



磐城森林管理署(福島県いわき市)の素材生産量

令和8(2026)年度から開始する第3期復興・創生期間においては、これまで本格的な対応が困難であった帰還困難区域における森林整備事業の再開に向けて取り組むため、関東森林管理局は、令和8(2026)年度に、いわき市内に「福島森林再生センター」を設置しました(83ページ参照)。引き続き、復興に向けた取組を進め、被災地の復興に貢献していきます。